

# 新型コロナウイルス感染症の対応について

## 受講者の皆様へのお知らせとお願い

令和4年8月1日  
一般社団法人島根労働基準協会

当協会の講習等をご利用いただき御礼申し上げます。

当協会の講習は、関係法令等により義務付けられた業務に不可欠な資格取得講習であり、受講者の皆様には、感染防止のため、以下の対応について御理解、御協力をお願いいたします。

- 1 当協会では、感染リスクを軽減するため、松江会場は研修室の各座席をパーテーションで仕切り、各座席の前後の間隔を可能な限り離し、受講定員の上限を60名として実施しています。その他の会場は、収容定員の50%以下にして実施しております。
- 2 受講者に感染が確認された場合、受講者名簿(氏名、生年月日、住所、連絡先)を保健当局に提供する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 3 感染者、1週間以内に感染者と濃厚接触がある方、咳、発熱等風邪様の自覚症状のある方は受講をご遠慮ください。受講日当日は、受付にて自動検温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱のある方は受講をお断りさせていただきます。
- 4 受講(休憩中を含む)に当たっては、マスク着用をお願いいたします。お願いしても着用されない場合、感染防止のため、退場いただくことがあります。
- 5 研修室への入室等に当たっては、手洗い、手指のアルコール消毒の徹底をお願いいたします。
- 6 事務局では、休憩時間ごとに窓を開放して研修室内の換気をしますので、室温の変化に対応できる服装にしてください。
- 7 受付時、休憩時間 は他の受講者等と十分な距離を取っていただき、近距離(1m以内)での会話を控えてください。また、研修室内で昼食を取られる方は、食事中の会話は控えてください。喫煙箇所でも会話は控えて下さい。